

【改正後】

当座勘定規定

1 当座勘定への受入れ

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、(削除)で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。
- (2)～(4) （省略）

2 ～6 （省略）

7 手形、小切手の支払い等

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
- (2)～(4) （省略）

8 手形、小切手用紙

- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
- (3)～(6) （省略）

9 ～17 （省略）

18 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

- (1) 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件を(削除)記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
- (2) （省略）

【改正前】

当座勘定規定

1 当座勘定への受入れ

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。(追加)
- (2)～(4) （省略）

2 ～6 （省略）

7 手形、小切手の支払い等

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。(追加)
- (2)～(4) （省略）

8 手形、小切手用紙

- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。(追加)
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること (追加)を確認してください。
- (3)～(6) （省略）

9 ～17 （省略）

18 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

- (1) 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる限り記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。(追加)
- (2) （省略）

【改正後】

19 線引小切手の取扱い

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出の印鑑により押印があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。
- (2) (省略)

20 ～32 (省略)

【改正前】

19 線引小切手の取扱い

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出の印鑑により押印があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。(追加)
- (2) (省略)

20 ～32 (省略)

【改正後】

【小切手用法】

- 1 (省略)
- 2 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。
なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
また、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
- 3 ～7 (省略)

【約束手形用法】

- 1 ～2 (省略)
- 3 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、(削除) 記入してください。
- 4 ～7 (省略)

【為替手形用法】

- 1 ～3 (省略)
- 4 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、(削除) 記入してください。
- 5 ～9 (省略)

(2026年 10月1日現在)

【改正前】

【小切手用法】

- 1 (省略)
- 2 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。
なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
(追加)
- 3 ～7 (省略)

【約束手形用法】

- 1 ～2 (省略)
- 3 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ 記入してください。
- 4 ～7 (省略)

【為替手形用法】

- 1 ～3 (省略)
- 4 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ 記入してください。
- 5 ～9 (省略)

(2026年 7月1日現在)